官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律（一五）　三
○関税定率法等の一部を改正する法律（一六）　四
○大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（一七）　六
○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律（一八）　六
〔政　令〕
○関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一四一）　八
○大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一四二）　九
○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令の一部を改正する政令（一四三）　九
〔省　令〕
○税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令（財務三五）　一〇
○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令（同三六）　一〇
○大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（文部科学一〇）　一三
○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働四八）　一三
〔告　示〕
○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（財務九二）　三五
○関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件の一部を改正する件（同九三）　三九
○関税暫定措置法施行令第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣が定める所得水準並びに関税暫定措置法第八条の二第一項に規定する特恵受益国等及び同条第三項に規定する特別特恵受益国を告示する件（同九四）　四〇

本号で公布された法令のあらまし

◇地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第一五号）（総務省）

1　特定地域づくり事業協同組合が組合員以外の者のうち関係市町村等に労働者派遣事業を利用させる場合における組合員以外の者の利用割合の制限を緩和し、次のとおりとすることとした。（第一九条の二第一項関係）

㈠　一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額がその事業年度における組合員の利用分量の総額の一〇〇分の五〇を超えてはならないこと。

㈡　一事業年度における組合員以外の者（関係市町村等を除く。）の事業の利用分量の総額がその事業年度における組合員の利用分量の総額の一〇〇分の二〇を超えてはならないこと。

2　1の「関係市町村等」とは、当該特定地域づくり事業協同組合の地区をその区域に含む市町村及び当該市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立した地方独立行政法人をいうこととした。（第一九条の二第二項関係）

3　内閣府の所掌事務の特例の期限を五年延長し、令和一二年三月三一日までとすることとした。（附則第二項関係）

4　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。ただし、3は公布の日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律（法律第一六号）（財務省）

1　個別品目の関税率の見直し

鉱工業品四品目について、一・六―ヘキサンジオール等については基本税率を無税、リチウム＝ビス（オキサラト）ボラートについては、暫定税率を無税とすることとした。（関税定率法別表及び関税暫定措置法別表第一関係）

2　重加算税制度の見直し

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存が一定の要件を満たしている場合には、その隠蔽・仮装行為については、関税に係る重加算税の加重対象から除外することとした。（関税法第一二条の四関係）

3　暫定税率等の適用期限の延長等

㈠　令和七年三月三一日に適用期限が到来する暫定税率及び特別緊急関税制度について、これらの適用期限を一年延長するとともに、加糖調製品の暫定税率を引き下げることとした。（関税暫定措置法第二条、第七条の三、第七条の四、別表第一等関係）

㈡　令和七年三月三一日に適用期限が到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置（選択課税制度）について、適用期限を二年延長することとした。（関税暫定措置法第一三条関係）

㈢　児童福祉法上に新設される乳児等通園支援事業において供される脱脂粉乳を給食用脱脂粉乳の対象に追加することにより、関税を軽減することとした。（関税定率法別表並びに関税暫定措置法別表第一及び別表第一の三関係）

4　特別特恵関税の見直し

特別特恵税率の適用対象について、後発開発途上国に準ずる国を対象国に追加することとした。（関税暫定措置法第八条の二関係）

5　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（法律第一七号）（文部科学省）

1　法律の目的の見直し

法律の目的を、多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭における教育費の負担の一部を社会全体で負担することによりこれらの家庭における負担の軽減を図るため、これらの家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免を行い、もって子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することと改めることとした。（第一条関係）